

(FC25) 応用力学委員会規則

平成6年4月	制 定
平成6年9月	一部改正
平成10年10月	〃
平成14年4月	〃
平成15年6月	〃
平成16年1月	〃
平成18年11月17日	〃
平成23年11月18日	〃
2023年1月20日	〃

(目的)

第1条 応用力学委員会（以下、「委員会」という）は、土木工学の力学分野に共通の基盤を整え、関連諸分野との研究連携のもとに、理論解析的力学、実験的力学並びに計算力学の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 応用力学に関わる活動方針を立案する。
- (2) 土木学会論文集A2（応用力学）（特集号）を発行し、同時に応用力学シンポジウムを開催する。
- (3) シンポジウム・フォーラムおよび講習会を企画・開催する。
- (4) 応用力学に関する国内外の研究・教育の情報収集・交換を行う。
- (5) 応用力学に関する調査・研究のための小委員会を設置・活動する。
- (6) 学会行事に対して協力するとともに企画立案する。
- (7) 学会員への成果の還元と情報提供を行う。
- (8) 応用力学の発展に著しい貢献をしたものを表彰する。
- (9) 応用力学に関する他学会および関係諸機関と連携・活動する。
- (10) その他、応用力学に関連する活動を企画・遂行あるいは支援する。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 委員会には幹事会および必要に応じて小委員会を置く。
- (2) 幹事会は、第2条に定めた委員会の活動を円滑に遂行するために設置し、別途定める「応用力学委員会運営内規」に従って運営する。
- (3) 第2条(2)に定めた活動のため、常設の小委員会として「応用力学論文集編集小委員会」を設置し、別途定める「応用力学論文編集小委員会内規」に従って運営する。

2 委員会の構成員は、委員長・幹事長・幹事・委員とし、必要に応じて副委員長・副幹事長を置く。

- (1) 委員会は、90名程度の委員で構成する。委員は、委員会活動に参加し、委員会での審議・投票に参加する。
- (2) 委員長1名（場合によっては副委員長1名）を置く。委員長は、委員会を代表する。
- (3) 幹事長1名（場合によっては副幹事長1名）および若干名の幹事を置く。幹事長は、委員長を補佐し、委員会運営を行う。また、幹事は、幹事長を補佐し、委員会運営を行う。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長の選出方法と任期は、次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員の投票により選出され、理事会の承認を得る。
 - (2) 委員長の選出は、任期満了の最終委員会において、別途定める「応用力学委員会委員長選挙細則」によって行う。
 - (3) 委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。また、任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前委員長が委員長の職務を継続して実施する。
- 2 委員等（副委員長・委員・幹事長・副幹事長・幹事）の選出方法と任期は、次の通りとする。
- (1) 委員等は、適宜これを見直し、新規委員の委嘱に当たっては、公募による自薦ならびに委員の推薦による候補者の中から、専門性を考慮した上で、委員長が委員会に諮り、承認を得る。なお、委員等は会長が委嘱する。また、委員等の退任については、委員長が委員会に諮り、承認を得る。
 - (2) 委員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会等の開催は、次の通りとする。

- (1) 委員長は、原則として年1回の定例委員会を招集し、開催する。委員長は必要に応じて臨時の委員会を招集し、開催することができる。
 - (2) 委員長は、必要に応じて幹事会および「応用力学論文集編集小委員会」を招集し、開催する。
- 2 委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い、「活動計画および予算」を作成し、会長に提出する。
- 3 委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い「活動報告」を作成し、会長に提出する。
- 4 委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従い、毎年度、活動成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて、会員等に公表する。

(小委員会の設置と活動)

第6条 調査・研究のための小委員会の設置にあたっては、小委員会の名称・目的・活動内容・設置予定期間・小委員会の委員長および幹事予定者などを委員会で検討し、設置の可否を決定する。

2 調査・研究のための小委員会の活動期間は2年間を単位とし、その期間毎に小委員会は活動のレビューを行うこととする。また、小委員会の活動終了時には、その活動成果を委員会に報告するとともに、会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、平成6年4月から施行する。

附則 この変更内規は、平成6年9月から施行する。

附則 この変更内規は、平成10年10月から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年4月から施行する。

附則 この変更内規は、平成15年6月から施行する。

附則 この変更内規は、平成16年1月から施行する。

附則 (平成18年11月17日 理事会議決) この変更内規は、平成18年11月17日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（2023年1月20日 理事会議決）この変更規則は、2022年9月5日から施行する。